

# 第5章 計画の推進

## 1. 計画の進行管理

本計画は、区民・事業者・区をはじめとする、区に集うすべての人（=みんな）による取り組みのもとで推進するものです。

計画の着実かつ効果的な推進に向け、下図に示すような計画推進体制を整備し、区民や事業者の取り組みの促進や計画の進行管理を行います。

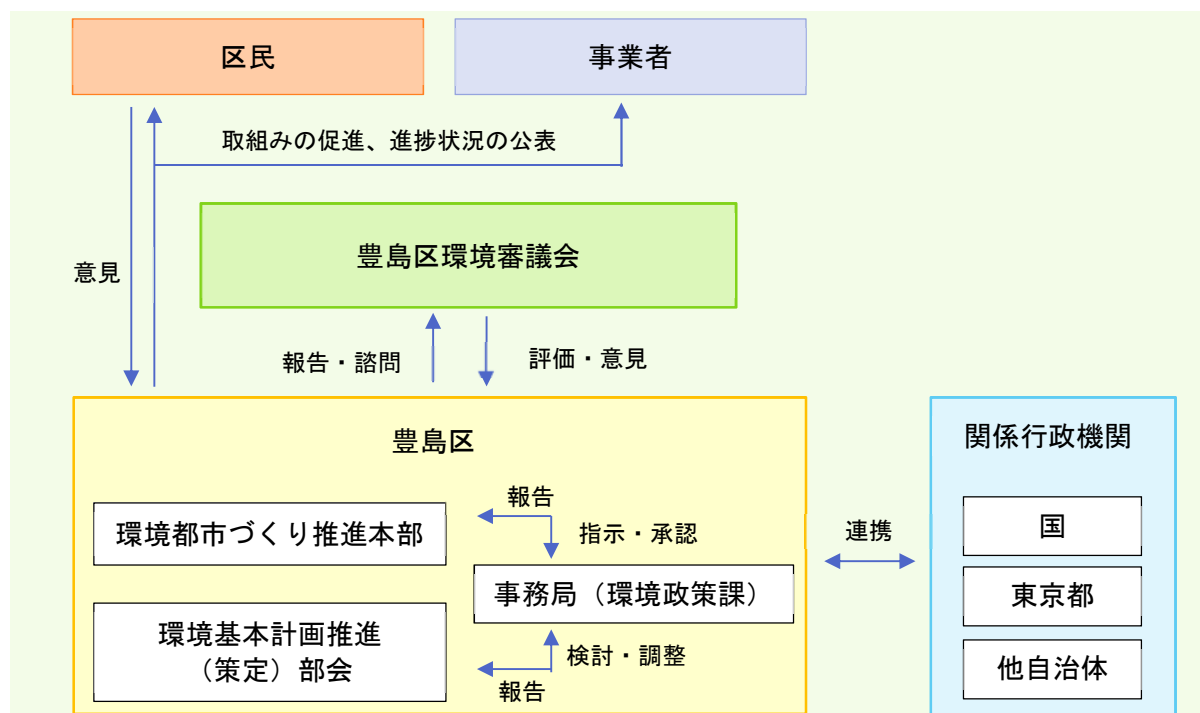


図 29 計画の推進体制図

### (1) 庁内推進体制による進行管理

計画の進行管理は、区長を本部長とする「豊島区環境都市づくり推進本部」による確認・決定のもとで行います。

計画推進に際して必要な部門間調整や各種の調査・検討に関しては、豊島区環境審議会のもとに設置する「豊島区環境基本計画推進（策定）部会」において行います。

### (2) 環境審議会による進捗評価等

区長の附属機関である「豊島区環境審議会」を定期的に行い、計画や事業の進捗状況の評価や見直し等に関する意見を聴取します。

### (3) 関係行政機関との連携

国や東京都が実施する環境施策のほか、周辺自治体をはじめとする他行政機関の動向を注視し、事業を効果的に推進する上で必要な連携強化を図ります。

## 2. 進行管理方法

### (1) PDCA サイクルによる継続的な取組改善

本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間のPDCA と、②事業の進行管理に係る毎年度のPDCA から成る2種類のPDCA サイクルを多層的に運用します。前者のPDCA サイクルについては、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

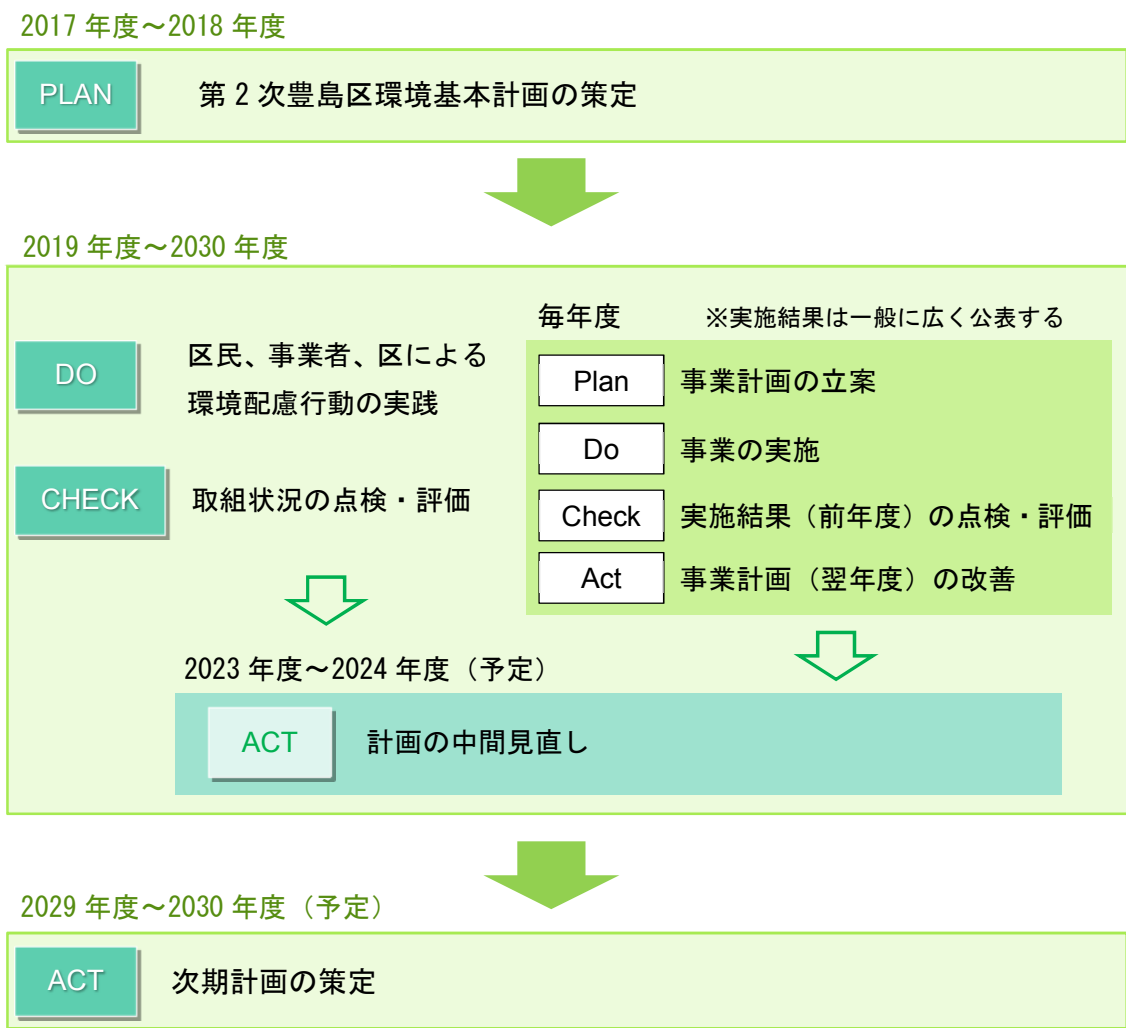


図 30 PDCA サイクルによる計画推進の流れ

## (2) 進捗管理指標

本計画の進行管理においては、具体的な取組みやその成果を測るモノサシ（＝進捗管理指標）を基本目標ごとに複数設定し、進捗状況の点検・評価のほか、事業や計画の見直しに活用します。

進捗管理指標としては2種類（成果指標、取組指標）を設けることとします。具体的な指標の選定に際しては、前計画や区の関連計画で採用された指標に加え、環境審議会における提案等を参考にしました。

成果指標： 各基本目標の取組みの進捗及び成果を測る指標

取組指標： 各施策の取組状況を測る指標

注) 上記のほか、区の環境の状況や成果に関して継続的な把握が望まれる指標(モニタリング指標)を適宜選定し、進行管理における補足的情報として取り扱います。

# 資料編

## (1) 豊島区環境基本条例

平成 20 年 3 月 24 日  
条例第 20 号

豊島区は、首都東京に位置し、池袋副都心を中心として多くの人々が住み、働き、学び、集う高密度都市です。また、江戸時代、園芸の里として名高い染井に代表される自然環境が多彩な文化、芸術を育んできた長い歴史があります。

一方、豊かで便利な生活の追求、経済成長に伴う都市化の進展は、自然環境を変え、大気汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させてきています。さらに、温室効果ガスの急激な増加による温暖化は、地球規模での気候変動を引き起こし、人類の生存基盤である地球環境に深刻な影響を及ぼしています。

私たちは、直面する環境問題が、日々の生活や事業活動が原因となっていることを改めて自覚し、生活スタイルや事業活動のあり方を見直す必要があることを認識しなければなりません。また、地域社会のすべての人々が、相互に連携、協力しながら、一人ひとりの小さな力を結集して環境への負荷の低減に向け積極的に行動しなければなりません。

私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有するとともに、知恵と工夫によって、環境に配慮された活力溢れる持続可能な都市、すなわち、環境都市をつくりあげ、これを子どもたちへ引き継いでいく責務を有しています。

そのため、健やかで美しく豊かな環境が身近な地域から地球規模までにわたって保全されるとともに、それらを通じて区民誰もが幸せを実感でき、未来の世代へも継承することができる地域社会を実現するため、この条例を制定します。

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、豊島区(以下「区」という。)、事業者、区民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進し、もって現在及び将来の区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保するとともに、地球環境及び広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。
- (4) ヒートアイランド現象 都市部にできる局地的な高温域のことで、周辺部に比べ気温が高くなる現象をいう。
- (5) 事業者 区の区域内(以下「区内」という。)で事業活動(公益的な活動を含む。以下同じ。)を行う団体又は個人をいう。
- (6) 区民 区内に住む人又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、すべての区民が健康で安全であり、かつ、うるおいと安らぎのある環境を確保し、これを次の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全是、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全是、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全是を図るため、次に掲げる事項に関し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 地球温暖化の防止に関すること。

(2) ヒートアイランド現象の対策に関すること。

(3) 公害の防止に関すること。

(4) 廃棄物の減量及び資源の循環的な利用に関すること。

(5) 緑の保護及び育成に関すること。

(6) 人と自然とのふれあいの確保に関すること。

(7) 地域環境の美化に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全是を図るために必要な事項に関すること。

2 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境への負荷の低減その他環境の保全是のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 区は、事業者及び区民による環境の保全是に関する取組に対し、積極的な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、地域における環境の保全是に関する取組へ積極的に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、日常生活において環境への負荷の低減及び公害の防止に努めなければならない。

2 区民は、地域における環境の保全是に関する活動に取り組むよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(一時的滞在者の責務)

第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者(以下「一時的滞在者」という。)は、環境への配慮に努め、区が実施する環境の保全是に関する施策並びに事業者及び区民が行う環境の保全是に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(区、事業者及び区民の連携・協働)

第8条 区、事業者及び区民は、地球的な視野をもって地域から環境の保全に取り組む大切さを共有するよう努めなければならない。

2 区、事業者及び区民は、地域社会を構成する多様な主体として、それぞれの役割分担のもとに、相互に連携・協働し、環境の保全に関する施策又は取組を推進するよう努めなければならない。

(環境基本計画の策定)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 環境の保全に関する施策の推進方法
- (4) 環境の保全に関する配慮の指針
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊島区環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の総合調整等)

第10条 区は、すべての施策の策定及び実施に当たって、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 区は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築又は管理に際して、当該公共施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 区は、事業者及び区民が、環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるよう必要な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策への意見の反映)

第12条 区は、事業者及び区民の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 区は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する必要な情報を収集し、これを適切に事業者、区民及び一時的滞在者に対し提供するよう努めるものとする。

(年次報告)

第14条 区長は、環境の状況及び環境の保全に関する施策の実施状況に関し、定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

(環境教育・学習)

第15条 区は、事業者及び区民が環境の保全についての理解を深められるよう地域との適切な連携を図りつつ、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(環境活動の支援)

第 16 条 区は、事業者及び区民による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境に関する調査)

第 17 条 区は、環境の保全に関する施策の実施並びに事業者、区民及び一時的潜在者への情報の提供を的確に行うため、必要な調査に努めるものとする。

(環境の監視及び測定)

第 18 条 区は、環境の状況を的確に把握するために、必要な監視及び測定を実施し、その結果を公表するものとする。

(国及び東京都その他の地方公共団体との協力)

第 19 条 区は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

(環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民及び事業者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 25 人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。



## (2) 第2次豊島区環境基本計画 策定の経緯

### 1) 豊島区環境審議会

#### 1 豊島区環境審議会委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	役職名
学識経験者	◎ 蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 教授
	○ 柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授
	関 礼子	立教大学 社会学部 教授
	高橋 正弘	大正大学 人間学部 教授
	岡山 朋子	大正大学 人間学部 准教授
	村山 顕人	東京大学 大学院工学系研究科 准教授
事業者・関連団体	劉 伸行 (2017. 11. 9～) 西田 昌浩 (2018. 7. 31～)	東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社長
	瓜生 操 (2017. 11. 9～)	東京ガス株式会社 北部支店 副支店長
	宮原 裕二 (2018. 4. 26～)	東京ガス株式会社 北部支店長
	和田 仁志	池袋地域冷暖房株式会社 代表取締役副社長
	坂上 典子	株式会社サンシャインシティ 総務部課長代理
	谷田部 克巳 (2017. 11. 9～)	株式会社ファミリーマート 管理本部 CSRコンプライアンス部 マネジャー
	保坂あゆみ (2018. 4. 26～)	株式会社ファミリーマート CSR・総務部 環境・情報統括グループ マネジャー
	大嶋 聡	西武造園株式会社 取締役社長
	浅野 有司	東京商工会議所豊島支部 不動産分科会 副分科会長
	菊池 章二	豊島区商店街連合会 副会長
	田島 正男	豊島区町会連合会 副会長
	区民	町田 信子
吉原 美智子		元としまF1会議委員
紫垣 敬子		公募区民
榎野 光路		公募区民
村上 政美		公募区民
区職員	齋藤 明	豊島区環境清掃部長 (～2018. 3. 31)
	兒玉 辰哉	豊島区環境清掃部長 (2018. 4. 1～)
	奥島 正信	豊島区都市整備部長

凡例：◎会長 ○副会長



## 2 豊島区環境審議会規則

平成 20 年 3 月 27 日

規則第 30 号

改正

平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号

平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊島区環境基本条例（平成 20 年豊島区条例第 20 号。以下「条例」という。）第 20 条の規定に基づき、豊島区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 20 条第 4 項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 9 人以内
- (2) 事業者及び関連団体 9 人以内
- (3) 区民 5 人以内
- (4) 区職員 2 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第 5 条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないとして認めるときは、この限りでない。

(専門部会)

第 8 条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 6 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議録の作成保存)

第 9 条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(幹事)

第 10 条 審議会の調査・審議を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命する。

(平 24 規則 64・一部改正)

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、環境清掃部環境政策課長において処理する。

(平 24 規則 64・平 27 規則 25・一部改正)

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 22 日規則第 64 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 2) 計画策定の経緯

年月		豊島区環境審議会	庁内検討会	その他（調査等）	
2017年	11月	第1回 環境審議会		区内学生によるワークショップ	
	11月～12月			豊島区の環境に関する区民アンケート調査①	
2018年	3月		環境都市づくり推進本部会議		
	4月	第2回 環境審議会			
	5月			豊島区の環境に関する区民アンケート調査②	
	6月			第1回 環境基本計画策定部会	
			第3回 環境審議会		
	7月			第2回 環境基本計画策定部会	
					重点施策への区民投票「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画2019～2030」
	10月			第3回 環境基本計画策定部会	
			第5回 環境審議会		
	11月			環境都市づくり推進本部会議	
12月				パブリックコメント	
2019年	1月		第4回 環境基本計画策定部会		
		第6回 環境審議会			
	3月			環境都市づくり推進本部会議	
第2次豊島区環境基本計画 策定					

※2018年度は、「環境基本計画策定部会」のもとに「まちづくり」「資源循環」「快適環境」の3分野の分科会を設置し、計画策定に向けた庁内の連絡調整を図った。

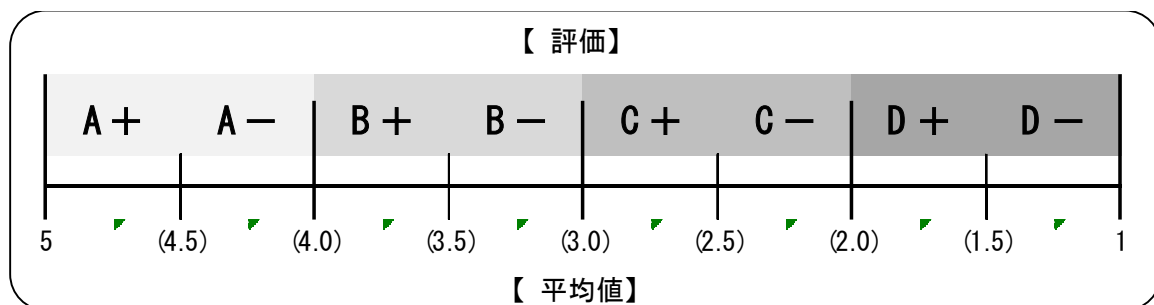
### 3) 前計画の指標の達成状況

成果指標は、前計画（後期計画）の4年目にあたる2017年度までの実績をもとに、進捗状況を3段階（◎, ○, △）で評価しました。

表 5 環境指標による評価の基準

進捗状況	評価	点数化
参考線を概ね上回っている	◎	5
参考線と概ね同等	○	3
参考線を概ね下回っている、又は一度も進捗評価がされていない	△	1

分野ごとの評価は、各指標の評価結果を点数化したうえで、その平均値によって8段階（A+, A-, B+, B-, C+, C-, D+, D-）で評価しました。



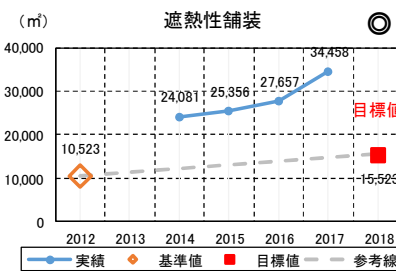
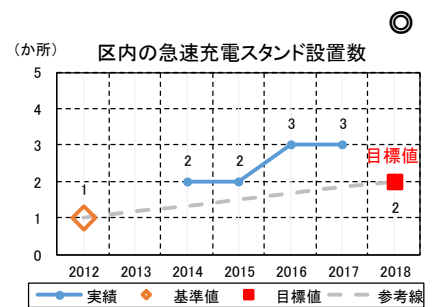
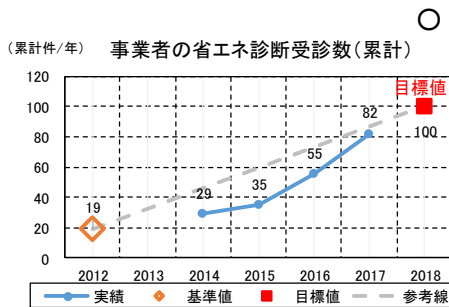
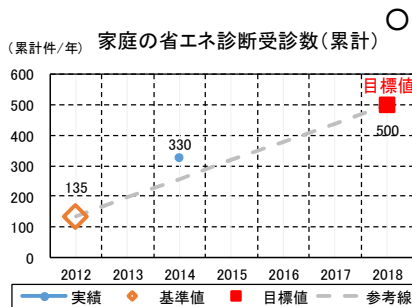
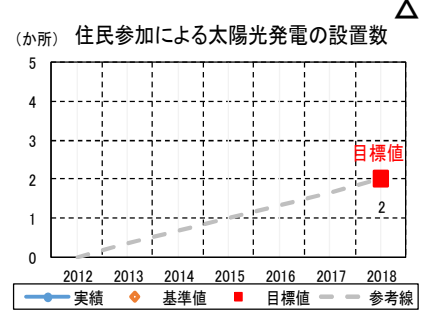
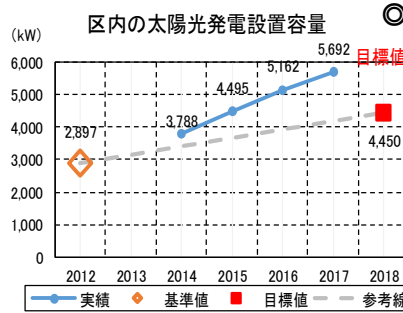
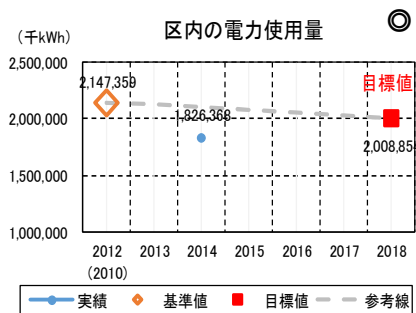
#### ①分野ごとの評価結果

表 6 分野ごとの評価結果

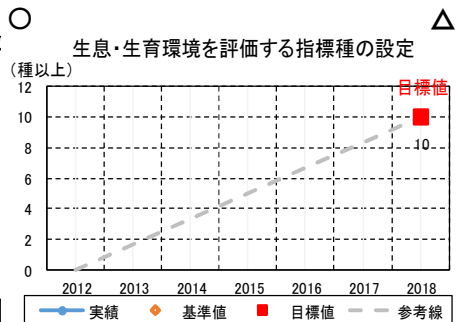
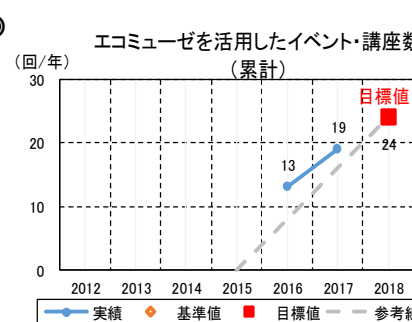
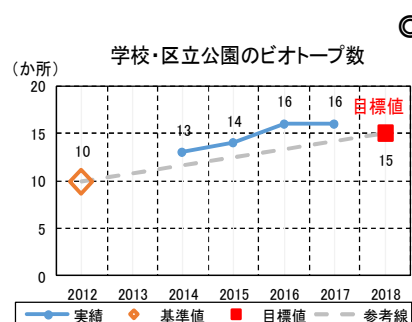
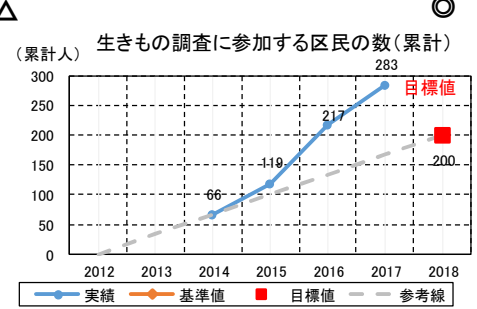
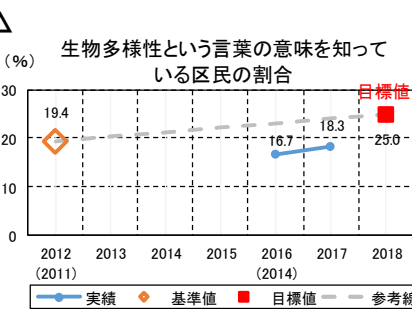
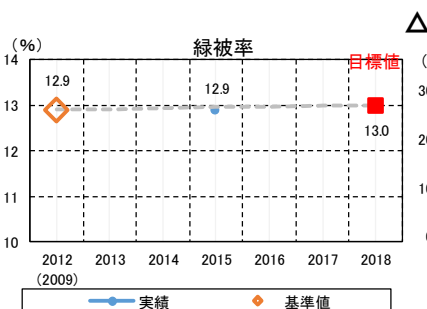
分野の指標評価	評価	点数
①低炭素	B+	3.86
②自然共生	C+	2.67
③循環型社会	B-	3.00
④環境保全	A-	4.00
⑤区の環境配慮	B-	3.00

## ②各成果指標の評価結果

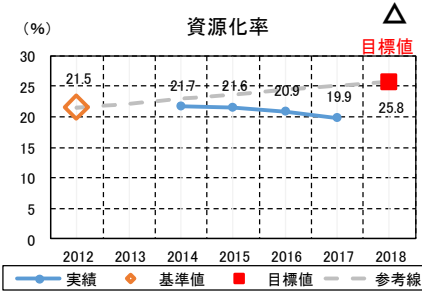
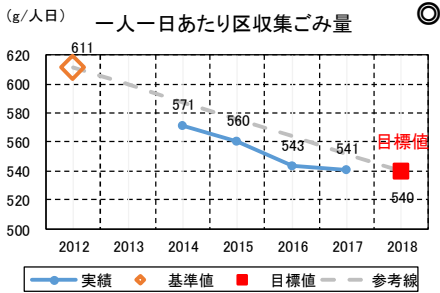
### 1 低炭素地域社会の実現に向けて



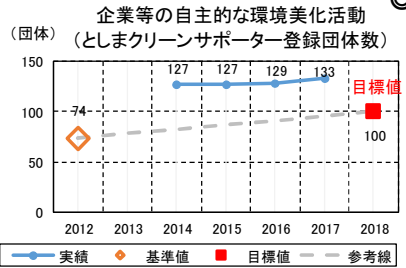
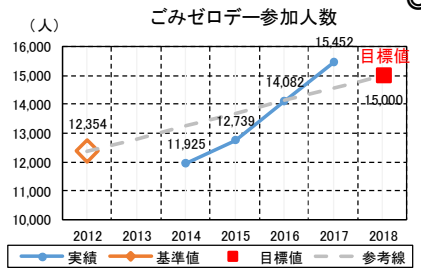
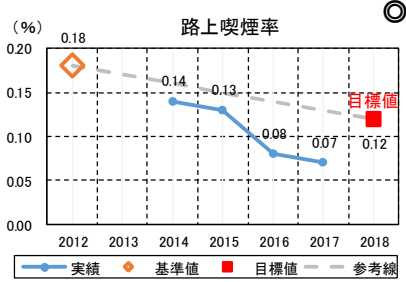
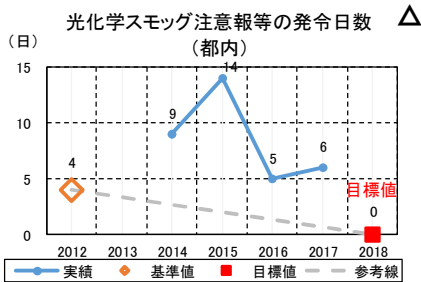
### 2 自然と共生する都市の実現に向けて



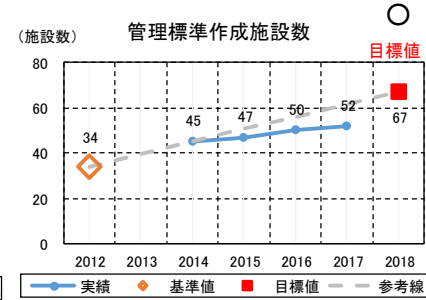
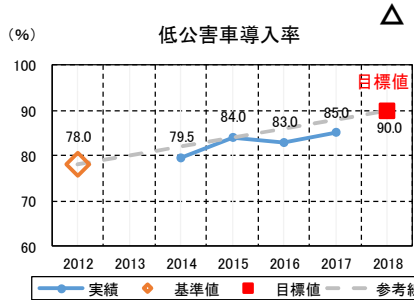
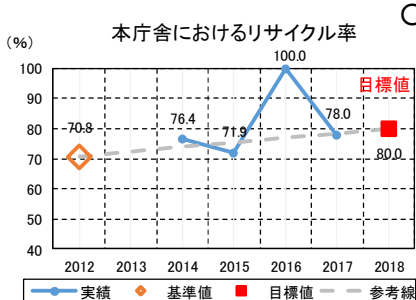
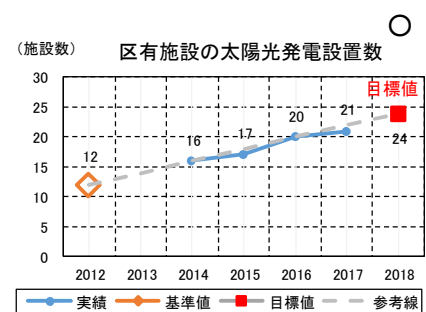
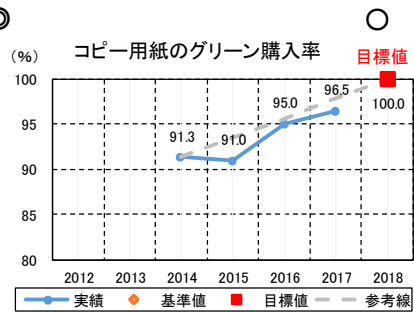
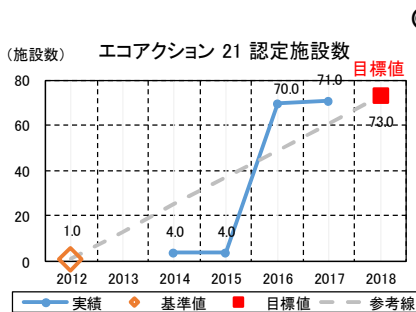
### 3 ごみの減量と循環型社会の実現に向けて



### 4 環境の保全に関する取組み



### 5 豊島区の環境配慮率先行動



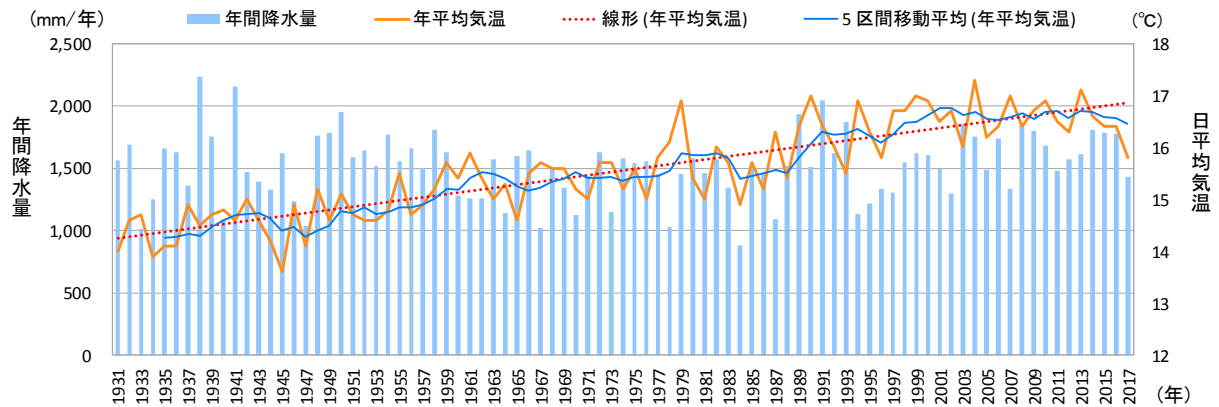
実績：各年度に計測した実績値。  
 基準値：2012年度（現行計画策定時）の現状値。  
 目標値：現行計画に掲げている目標値。  
 参考線：2012年度から目標の2018年度を結んだ目標達成状況の目安となる線。

### (3) 温室効果ガスに関する現状と削減目標の推計

#### 1) 区域の特徴

##### <気候>

東京都の年平均気温は、1950年頃までは約14℃～15℃で推移していましたが、近年は16℃～17℃で推移しており、長期的には上昇傾向にあると考えられます。気温の上昇により、熱中症発生率の増加など様々な影響が生じており、これらの影響への適応策の推進が求められています。



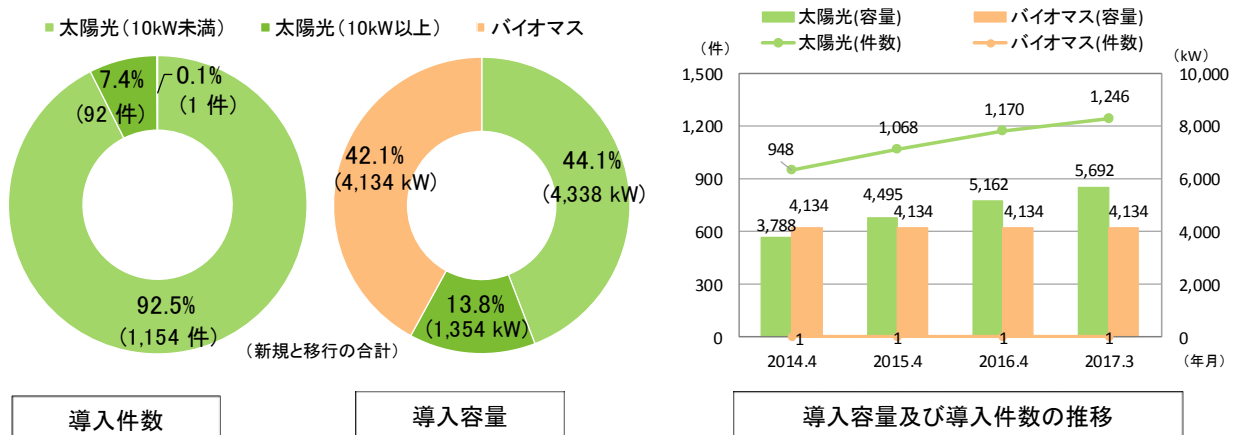
注)観測地点:東京(東京都) 緯度:北緯 35 度 41.5 分/経度:東経 139 度 45.0 分

出典) 気象庁「過去の気象データ」より作成

図 31 気温と降水量の推移と経年変化

##### <再生可能エネルギーの導入状況>

豊島区内に導入されている再生可能エネルギーは、導入件数の約93%、導入容量の約44%が10kW未満の小規模な太陽光発電が占めています。太陽光発電の導入件数及び導入容量は、固定価格買取制度開始後、順調に増加しており、導入容量は2014年4月の3,788kWから2017年3月には5,692kWと約1.5倍に増えています。



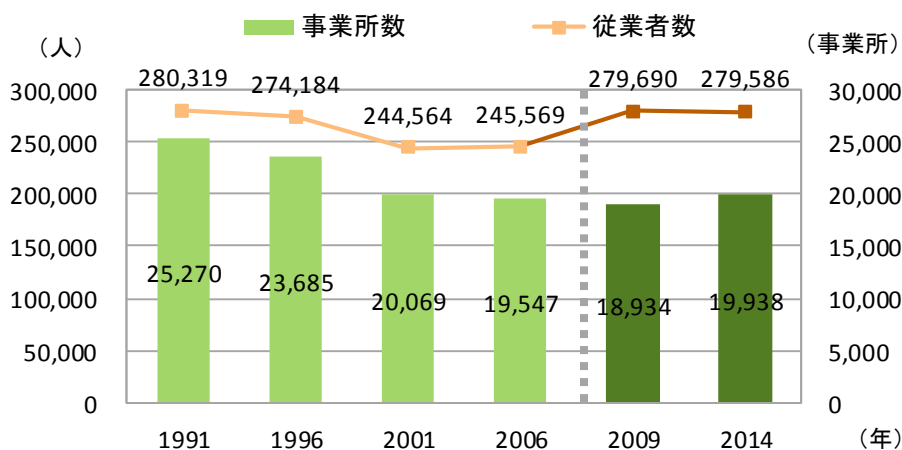
出典)資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

図 32 再生可能エネルギー導入状況 (2017年3月末時点)

## <産業>

豊島区の2014年度の従業者数は約28万人で、2009年と比較して概ね横ばいとなっています。産業大分類別では「卸売業、小売業」が約19%と最も多く、次いで、「宿泊業、飲食サービス業」が約15%となっています。また、2014年には約2万の事業所が所在しており、2009年と比較して微増しています。

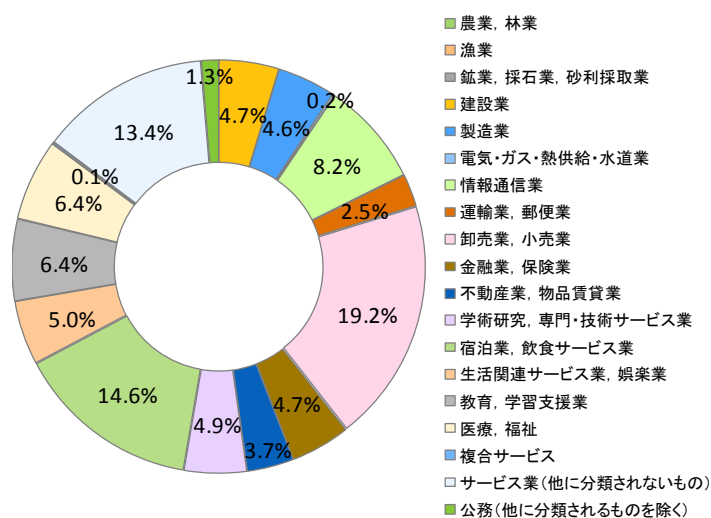
近年の製造品出荷額は1990年代と比べて大きく減少しており、産業構造の変化が現れています。



注)2006年までは「事業書・企業統計調査」、2009年からは「経済センサス」として実施されており、調査方法が異なるため、データの比較には留意が必要。

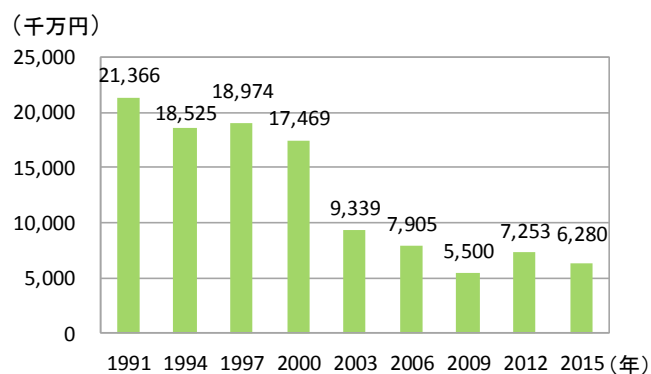
出典)1991年から2006年までは「事業所・企業統計調査」、  
2009年から2014年までは経済産業省「経済センサス基礎調査」より作成

図 33 事業所数及び従業者数の推移



出典)特別区協議会「特別区の統計」より作成

図 34 産業分類別従業者数内訳 (2014年)



出典)経済産業省「工業統計調査」より作成

図 35 製造品出荷額の推移



<公共交通・自動車交通>

豊島区では、区の周囲及び区の内部を放射状に主要な幹線道路が走っており、南北方向に首都高速中央環状線、首都高速池袋線の高速道路が通っています。また、JR、東京メトロ、都営地下鉄、都電荒川線、その他私鉄の鉄道路線が各方面から通っており、池袋周辺は鉄道交通の中心となっています。鉄道各路線の利用状況は、過去10年間以上にわたって横ばい傾向が続いています。区内の自動車保有台数は2009年頃と比べてやや減少傾向にあります。



図 36 都市づくり方針図 (交通)

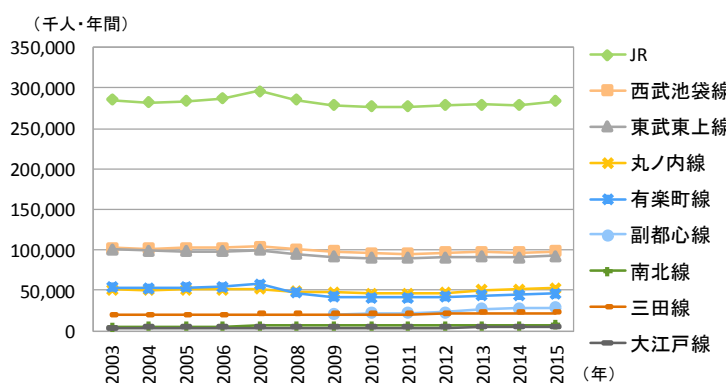


図 37 区内鉄道乗車人員の推移

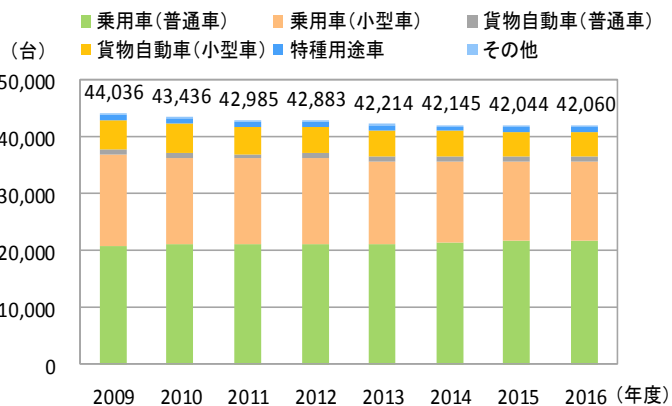


図 38 自動車保有台数の推移

## <人口動態>

人口・世帯数は増加傾向にある一方で、世帯人員は減少傾向にあり、2010年以降は1.7人/世帯となっています。今後、総人口は緩やかに増加した後、2025年以降は減少傾向に転じると予測されています。また、老年人口が増加し、生産年齢人口及び年少人口が減少すると予測されています。

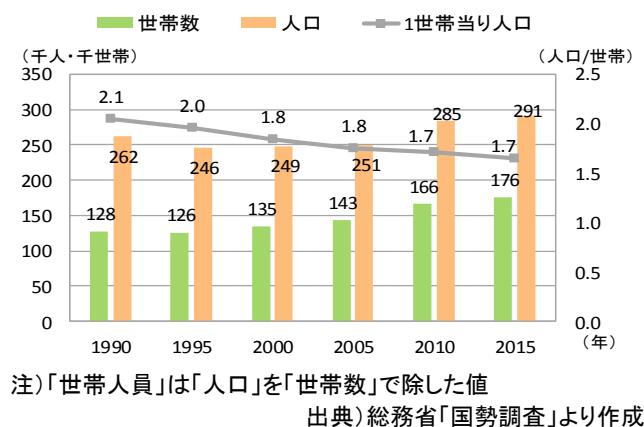


図 39 豊島区の人口・世帯数の推移

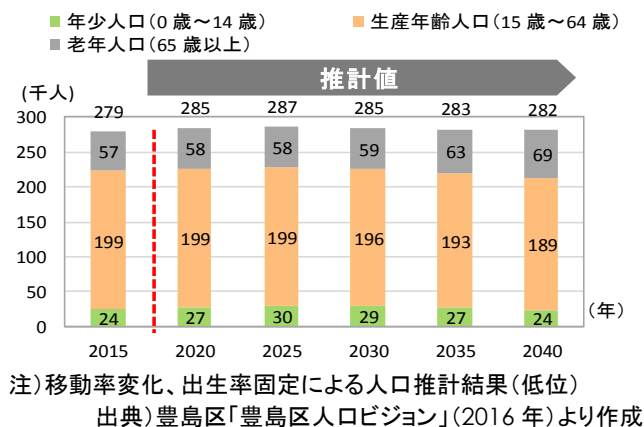


図 40 豊島区の年齢3区分人口の推移

## 2) 前計画の削減目標の達成状況

前計画では、CO<sub>2</sub>排出削減の中期目標(2025年度)、長期目標(2050年)を以下のとおり設定し、2013年度の間見直し時には、2018年度の削減目安を設定しました。

■前計画における豊島区のCO<sub>2</sub>削減目標

中期目標(2025年度): 2005年度比30%(1990年度比22%)以上の削減を目指す。  
長期目標(2050年度): 2005年度比70%(1990年度比67%)以上の削減を目指す。

■前計画における豊島区のCO<sub>2</sub>排出量・エネルギー消費量の目安

2018年度 CO<sub>2</sub>排出量の目安: 1,406千t-CO<sub>2</sub>(2011年度比約9.6%削減)  
2018年度 エネルギー消費量の目安: 16,222TJ(2011年度とほぼ同程度)

2015年度のCO<sub>2</sub>排出量は2005年度比で約2%増加し、2011年度比では約3%減少した一方、エネルギー消費量は2005年度比で約18%減少、2011年度比では約8%減少となりました。エネルギー消費量は削減目標達成に向けて順調に推移していますが、CO<sub>2</sub>排出量は、電気の二酸化炭素排出係数の影響が大きく、削減が順調に進まない結果となりました。

表 7 前計画の削減目標の達成状況

	実績			目安	目標	
	2005年度 (基準年度)	2011年度	2015年度		中期	長期
CO <sub>2</sub> 排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	1,488	1,557	1,517	1,406	1,042	—
2005年度比	—	4.6%増	1.9%増	—	30%減	70%減
2011年度比	—	—	2.6%減	約9.6%減	—	—
エネルギー消費量(TJ)	18,032	16,203	14,844	16,222	13,528	—
2005年度比	—	10.1%減	17.7%減	—	25%減	—
2011年度比	—	—	8.4%減	ほぼ同程度	—	—

### 3) 温室効果ガス削減目標の推計

国の技術資料（「地球温暖化対策計画」等）に基づき、区内で 2030 年までに想定される対策実施量を推計しました。部門ごとの推計結果詳細を表 8 に示し、削減見込みの総括を図 41（108 ページ）及び表 3（31 ページ）に示します。

なお、区内で 2030 年までに想定される対策実施量は、次の式から算出しました。

【対策実施量算定式】

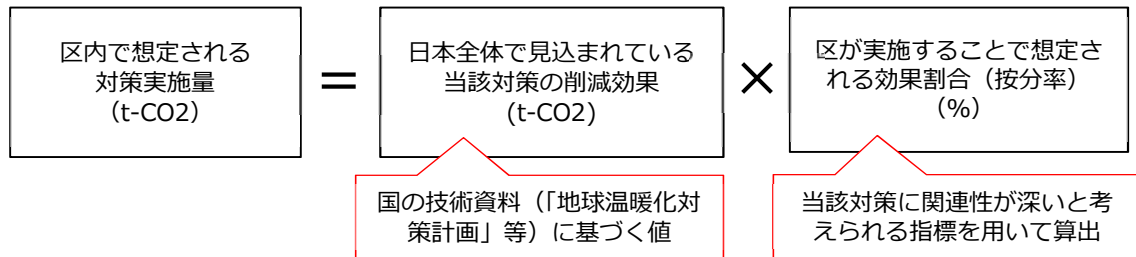


表 8 部門別対策別の対策実施量

部門	対策	取組内容	用いた指標	区内で想定される対策実施量
産業	省エネ技術・設備の導入	産業用照明、FEMS 等の導入	製造品出荷額	▲1.0 千 t
		【合計】		
家庭	住宅の省エネ化	新築住宅における省エネ基準適合の推進	全世帯数	▲28.8 千 t
		既存住宅の断熱改修の推進	同上	▲3.9 千 t
	省エネ機器の導入	高効率給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池等の導入	世帯数 (単身世帯除く※) ※単身世帯は、初期費用が高い高効率給湯器等は買替時に選択しないと想定	▲11.1 千 t
		高効率照明の導入	全世帯数	▲27.5 千 t
		省エネ浄化槽の導入	同上	▲0.1 千 t
		トップランナー基準の空調・動力機器の導入	同上	▲15.4 千 t
		HEMS・スマートメーターの導入	同上	▲23.4 千 t
	省エネ行動の徹底	省エネ行動の実施 (照明の効率化、冷房温度の適正化等)	同上	▲79.3 千 t
		機器の買替え促進	同上	▲0.4 千 t
		家庭工口診断	同上	▲0.4 千 t
【合計】				▲190.4 千 t
業務	建築物の省エネ化	新築建築物における省エネ基準適合の推進	業務建物延床面積	▲38.2 千 t
		建築物の省エネ化 (改修)	同上	▲2.9 千 t
	省エネ機器の導入	高効率給湯器、潜熱回収型給湯器の導入	同上	▲5.5 千 t
		高効率照明の導入	同上	▲33.0 千 t
		冷媒管理技術・トップランナー基準の動力機器の導入	同上	▲60.3 千 t
		BEMS・スマートメーターの導入	業務建物延床面積 (事務所ビル 大型小売店、ホテル、病院のみ※) ※エネルギー消費の負荷が大きい業種 (事務所ビル、大	▲61.7 千 t

部門	対策	取組内容	用いた指標	区内で想定される対策実施量
			型小売、ホテル、病院) に率先導入されると想定	
	省エネ行動の推進	省エネ行動の実施(照明の効率化、冷房温度の適正化等)	業務建物延床面積	▲9.5千t
	その他対策・施策	エネルギーの面的利用の拡大、ヒートアイランド対策の実施等	同上	▲2.6千t
			【合計】	▲213.7千t
運輸	単体対策	次世代自動車の普及、燃費改善	乗用自動車保有台数 ※豊島区(東京都)は、他都道府県より次世代自動車の先導した普及が見込まれるため、「都道府県別補助金交付台数(EV・PHV・FCV)」((財)次世代自動車振興センター)の実績値(2016年度)に基づき、補正をかけて算出	▲41.5千t
	その他対策	道路交通流対策の推進(信号機の集中制御化、信号機の改良等)	全世帯数	▲9.3千t
		公共交通機関の利用促進、省エネ化	全人口	▲8.1千t
		自動車運送事業の効率化	事業用(貨物・乗合)自動車保有台数	▲5.5千t
		エコドライブ等の環境負荷の少ない自動車利用の推進	全世帯数	▲8.8千t
			【合計】	▲73.2千t
その他ガス	廃棄物削減対策	バイオマスプラスチック類の普及	全人口	▲4.8千t
		廃棄物焼却量の削減	同上	▲1.0千t
	代替フロン等削減対策	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	製造品出荷額	▲1.0千t
		業務用冷凍空調機器の使用時・廃棄時におけるフロン類の漏えい防止	業務建物延床面積	▲66.6千t
		産業界の自主的な取組の推進	製造品出荷額	▲0.2千t
			【合計】	▲73.7千t
			【総計】	▲552.1千t

注)四捨五入により、合計が一致しない場合がある。

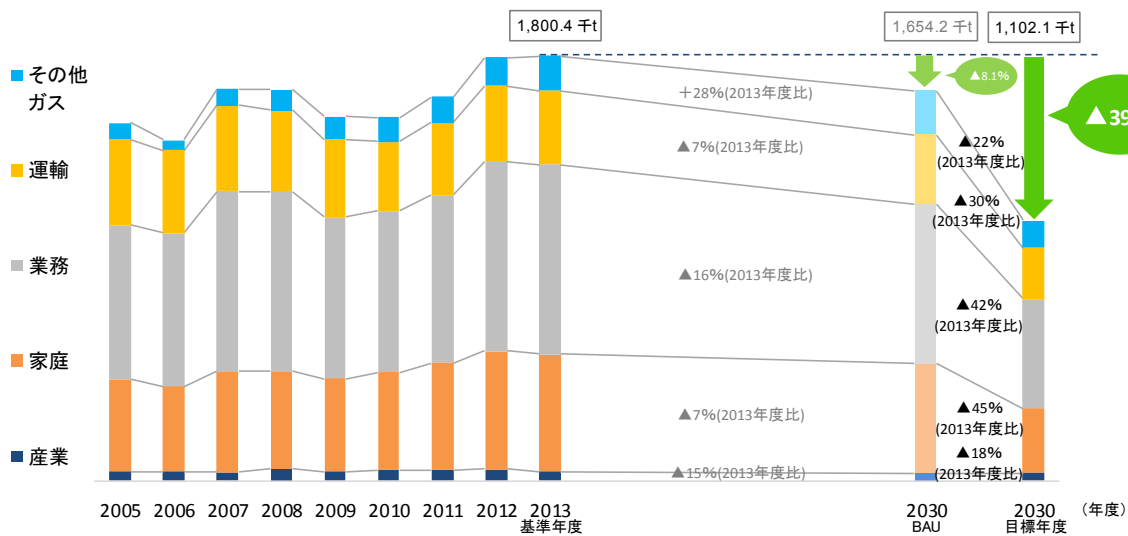


図 41 豊島区における温室効果ガス排出量の削減見込み

#### (4) 区民が選んだ重点施策



2018 としまエコライフフェアにおいて、「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画 2019～2030」と題して、来場者が区に期待する環境施策や、区民が自ら取り組みたい、参加したいと思う環境施策への投票を呼びかけました。

##### 1) 実施概要

(1)調査項目	①「わたしが選ぶ。としま区の環境基本計画 2019～2030」 ②豊島区の環境についての自由意見
(2)調査方法	①イベントブースの投票パネルにて投票(シールを5枚渡し、各基本目標ごとに1つ、計3つ以上貼付を依頼) ②イベントアンケート内の記入欄にて記入
(3)実施日	2018年7月29日(日)
(4)対象	環境イベント(2018 としまエコライフフェア)の来場者
(5)投票者数 (回答者数)	① 266人 ② 106人(豊島区在住76人/豊島区外在住17人/在住地未回答13人)

##### 2) 投票結果

【問】	次期環境基本計画策定にあたり1～5の各部門ごとに3つの環境施策のうち1つ、豊島区にこれを重点的に行ってほしい、わたしが豊島区で取り組みたい、参加したいと思う施策に投票してください。
-----	--



図 42 投票結果

部門	施策	投票数
1 気候変動対策	①太陽光発電システムなどの導入費用の一部を助成します。 【施策名】再生可能エネルギー設備の導入支援	52票
	②区の施設で再生可能エネルギーの導入促進などを行います。 【施策名】区有施設における再生可能エネルギー設備の導入	58票
	③建物間で電気や熱を共有し合うなどの効率的なエネルギー利用を促進します。 【施策名】低炭素まちづくりの推進	136票
2 自然共生	①公園や学校に生きものが住む環境などをつくり、維持・管理を行います。 【施策名】自然環境の保全と創出	97票
	②学校、公園などの公共施設のみどりを増やしていきます。 【施策名】公共空間のみどりの保全・再生・創出	122票
	③区民、地域団体、企業などと連携しみどりを増やす活動を行います。 【施策名】地域が参加するみどりのまちづくり	63票
3 資源循環	①食品ロス削減の講座やフードドライブ(余っている食品の寄付活動)などを行います。 【施策名】食品ロスの削減	90票
	②事業者のごみの減量、リサイクル率向上のため、適正な収集を促進します。 【施策名】事業者の民間収集移行促進	66票
	③災害が起こった時の廃棄物をどうするか対策を考えていきます。 【施策名】災害廃棄物についての対策	96票
4 快適環境	①大気汚染を防ぐための調査・指導などを行います。 【施策名】化学物質の適正管理	47票
	②路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール、キャンペーンなどを行います。 【施策名】路上喫煙・ポイ捨て防止対策	94票
	③まちの環境をきれいにする活動や公園のトイレ整備などを行います。 【施策名】清掃・美化活動の推進	119票
5 連携・協働	①環境イベントや環境教育プログラムを行います。 【施策名】環境教育・環境学習の推進	104票
	②環境リーダーの育成や環境活動を行う場の提供を行います。 【施策名】環境活動を率いる人材育成	49票
	③民間事業者と連携し低炭素など環境にやさしいまちづくりを行います。 【施策名】事業者・行政の連携強化	95票
合計		1,288票

##### 3) 豊島区の環境についての自由意見

【問】	「豊島区環境基本計画」(2019～2030年度)をつくるにあたってお聞きします。豊島区の環境について、重要またはあなたが取り組みたいと思うことは何ですか。
回答の主な分野	緑化関係(26件)、省エネ・節水関係(16件)、ごみの分別・リサイクル関係(16件)など

(5) 用語集

作成中